

Weekly コラム

平成 28 年 4 月 5 日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4 号館 4 階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

受取利息の源泉税が変わります

◆多くの方が忘れておりました

平成 28 年 1 月 1 日以降法人が受け取る預金の利子には、地方税(都道府県民税利子割)が課税されなくなりました。この改正は平成 25 年の税制改正でなされましたが、既に多くの方が忘れてしまっていると思われます。

平成 27 年 12 月 31 日までに法人が受け取った預金の利子には国税 15.315%、地方税 5%の源泉税がかかっておりましたが、平成 28 年 1 月 1 日以降法人が受け取る利子には地方税 5%の源泉税がかかりません。

◆法人の経理担当者は要注意

個人の方は、従来通りなので、特に気にする必要はありませんが、法人の経理を担当されている方は、経理処理に注意が必要です。

通常、預金の利子は源泉徴収税額を控除した残額が通帳に記載されます。通帳に 797 円の利子が記帳されていた場合を例に説明いたします。従来は 797 円を国税と地方税合わせて 20.315%の源泉税が控除された残額と認識し、利子は $797 \text{ 円} \div 0.79685 = 1,000 \text{ 円}$ として以下の処理をしておりました。

(預金)797 / (受取利息)1000

(法人税等)153 国税

(法人税等)50 地方税

しかし平成 28 年 1 月 1 日以降に受け取る利子には地方税が課税されておられませんので以下の処理となります。797 円は国税の 15.315%が控除された残額ですから、割り返す率は $100\% - 15.315\% = 84.685\%$ となります。

$797 \text{ 円} \div 0.84685 = 941 \text{ 円}$ が受取利息の金額となり、以下の処理となります

(預金)797 / (受取利息)941

(法人税等)144 国税

◆2 月の経理処理は注意しましょう

定期預金の利子は、その内訳が通知されますので、地方税が源泉されていないことに気が付きますが、普通預金の利子は単に通帳に源泉徴収後の金額が記載されるだけです。2 月は多くの銀行の普通預金の利子が計上される月ですので注意してください。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。